行田市県産木材活用促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県産木材(以下「県産木材」という。)の利用促進を図るため、県産木材を使用して住宅、店舗、倉庫等の建築等を行う所有者に対し、 予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものと する。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 住宅等 自己の居住の用に供する建築物及びそれに附帯する外構施設又は自ら使用する店舗、倉庫等の建築物及びそれに附帯する外構施設をいう。
 - (2) 建築等 県産木材を使用して住宅等の新築、増築、改修又は附帯する外構施設 (木塀、ウッドデッキ等)の設置を行うことをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和4 2年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は市 内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 建築等を行う住宅等の所有者であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、当該住宅に居住する世帯の世帯主又は事業所の代表者をもって所有者に代えることができる。
 - (2) 市税等を滞納していないこと。
 - (3) 市が実施する他の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
 - (4) 建築等の着工から完了までを1会計年度中に行えること。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、令和6年4月1日以後に行う建築等とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補

助対象工事において使用する県産木材の購入額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)とする。

(補助金の額等)

- 第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。 この場合において、行田木材組合加入業者から県産木材を購入する場合は、30万円を限度とする。
- 2 補助金の交付は、同一の住宅等につき1回限りとする。ただし、当該住宅等の 所有者を変更したときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事が完了し、かつ、補助 対象工事に要した費用の支払が全て終了した後、行田市県産木材活用促進支援事 業費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長 に申請するものとする。
 - (1) 補助対象工事の領収書の写し
 - (2) さいたま県産木材認証センターが発行する「県産木材販売伝票」の写し
 - (3) 補助対象工事実施前後の写真
 - (4) 県産木材使用内容内訳書(様式第2号)
 - (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条に規定する検査済証の写し (建築確認申請が必要な建築に限る。)
 - (6) その他市長が必要であると認める書類
- 2 前項に規定する申請書兼請求書は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 3月31日までに提出するものとする。この場合において、3月31日が行田市 の休日を定める条例(平成元年条例第28号)第2条の休日に当たるときは、そ の日の前においてその日に最も近い休日でない日までに提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行田市県産

木材活用促進支援事業費補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、 当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を通知したときは、速やか に当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者(次条において「交付決定者」という。)が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を 受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、 既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者から当該補助金の全部又は 一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の 失効前に交付した補助金に係る第10条及び第11条の規定については、この告 示の失効後も、なおその効力を有する。